

食品の表示制度に関する懇談会中間とりまとめについての意見

麻布大学環境保健学部 丸山 務

1. 3法を一本化することが表示方法改善の絶対的条件ではないと思います。
運用の改善によって目的は達せられるのではないのでしょうか。勿論この場合、景表法も他の2法と同列にして統一を図るべきです。
2. 品質保持期限と賞味期限はどちらかにすべきです。
期限表示に趣旨からいえば、安全性の情報提供ということで前者がより適切であると思います。
なお、製造日表示は表示スペースも考慮に入れれば任意表示と位置付けざるを得ないのではないのでしょうか。
3. 当然のことですが、義務表示は安全性を最優先させるべきです。
情報の対象、提供量、方法については随分論議されましたが、当然これらを全て満足させる方法はありません。いずれかに重点をおけば相反する自己矛盾を生みます。したがって、必要最低限の項目を義務表示とせざるを得ません。必要最低限の表示とは何かといえ、安全性にかかわる事項ということになります。品質は商品選択に必用な情報ですが、基本的には任意表示の範疇に入れざるを得ないのではないのでしょうか。表示の目的はわかりやすさが重要な条件であるのならば、このような割り切り方をせざるを得ないような気がしています。
4. 監視レベルの水準を一定に保つ考慮もしてください。
表示を一元化した場合、当然その監視も一元化されねばなりません。現在3法律の監視方法とレベルには大きな違いがあるように思います。
5. 表示方法の改善によって偽装問題は解決されるか。
本懇談会の発足の契機のひとつはこの問題にあったと思います。結論は出ないにしてももう少し論議をしてもよいのではないかと思います。

以上